

敦賀市こどもの国（屋内プレイエリア）リニューアル  
基本計画策定業務委託  
公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

この募集要項は、敦賀市こどもの国（屋内プレイエリア）リニューアル基本計画策定業務委託（以下「本業務」という。）の受託者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務委託名称

敦賀市こどもの国（屋内プレイエリア）リニューアル基本計画策定業務委託

(2) 改修対象施設

施設名称	敦賀市こどもの国（児童文化センター）
住所	敦賀市榑川 42 号 2 番地 1
建築年度	1979 年度
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
延床面積	2,596.6 m <sup>2</sup>
敷地面積	5,040.22 m <sup>2</sup>

(3) 業務における方針

敦賀市こどもの国リニューアル基本構想（以下「基本構想」という）のとおり

3 業務の内容

敦賀市こどもの国（屋内プレイエリア）リニューアル基本計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

4 業務期間

契約締結日から令和6年3月25日まで

5 選定方法

募集要項に基づいて提出された書類及びプレゼンテーションの内容を「敦賀市こどもの国（屋内プレイエリア）リニューアル基本計画策定業務委託プロポーザル審査委員会」において審査し、最優秀提案者及び次点者を選定する。

## 6 契約上限金額

5, 296千円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、見積金額が契約上限額を超えた場合は失格とする。

## 7 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、公告日から参加表明書の提出期間の末日までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和5年度の敦賀市競争入札参加資格の建設コンサルタント業務に登録されており、福井県及び敦賀市から指名停止又は指名除外を受けていないこと。会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、本市が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- (3) 平成25年4月1日以降に、敦賀市こどもの国の類似施設（展示を含む体験型学習施設）又は科学館の常設展示において、展示部門の面積が300㎡以上の新築、改築又は改修に係る基本計画策定業務又は展示設計業務を元請けとして受託し、完了した実績を有すること。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3の規定による一級建築士事務所登録をしている者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (7) (6) に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

## 8 公募スケジュール

- (1) 公募開始及び募集要項配布期間

令和5年7月28日（金）から令和5年8月25日（金）午後5時まで

- (2) 質問書受付期間

令和5年7月28日（金）から令和5年8月10日（木）午後5時まで

- (3) 質問書に対する回答

令和5年8月17日（木）午後5時まで随時

(4) 企画提案書類の受付期間

令和5年7月28日（金）から令和5年8月25日（金）午後5時まで

(5) プレゼンテーション及び審査

令和5年9月上旬予定

(6) 審査結果通知

令和5年9月中旬予定

(7) 見積徴収及び契約締結

令和5年9月下旬予定

9 申込方法

(1) 募集要項等の配布

本要項及び関係資料は、以下の場所において配布する。

また、敦賀市ホームページ (<https://www.city.tsuruga.lg.jp/>) においても公開する。ただし、以下の場所における配布は、午前9時から午後5時まで（休館日を除く）とする。

ア 所在地：〒914-0821 福井県敦賀市榑川4-2-1  
敦賀市立児童文化センター

イ TEL：0770-25-7879

ウ FAX：0770-25-7877

エ Eメール：kodomo@ton21.ne.jp

(2) 質問書の受付及び回答

本業務にて質問がある場合は、次に定めるところにより行うことができる。

ア 提出様式 質問書（様式第6号）

イ 提出期間 令和5年8月10日（木）午後5時まで

ウ 提出先 「16 担当部署」に同じ

エ 提出方法 電子メール（着信を必ず電話で確認すること。）

※タイトルは「【こどもの国リニューアル業務質疑】（事業者名）」とすること

オ 回答 提出された質問の回答は、令和5年8月17日（木）までに敦賀市ホームページで随時公開する。なお、質問に対する回答は本要項及び仕様書を補足する。

カ その他 他者の提案内容等、選考の公平性を損なうおそれのある質問には回答しない。

(3) 企画提案書類の提出

企画提案書類は、持参又は郵送にて、「16 担当部署」に提出すること。

ただし、持参による提出は、午前9時から午後5時まで（休館日を除く。）とし、郵送による提出は、書留郵便で提出期間内に到着したものに限り。

また、企画提案書類は1案に限るとともに、10部（正本1部、副本9部）を提出すること。

なお、提出期限以後の企画提案書類の追加、訂正又は差し替えは一切認めない。

## 10 企画提案書の作成要領

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 参加表明書兼 企画提案書表紙 (様式第1号)	① 会社名、代表者氏名、所在地、担当者氏名、連絡先を記載すること。 ② A4判1頁
(2) 参加資格確認 事項申告書 (様式第2号)	① 本要項「7参加資格要件」について該当及び非該当を申告すること。 ② A4判1頁 ③ 建築士事務所登録証明書を添付すること。 ④ ①「国税納税証明書（その3）」及び②「市町村税（都税）納税証明書」を添付すること。 ・①②いずれも、令和5年4月1日以降に取得したものに限り。 ・②は未納がないことが分かるもの。それが発行不可の場合は課税のある税目について直近年度分。支店等に権限を委任する場合は当該支店にかかるもの。
(3) 会社概要書 (様式第3号)	① 会社名、所在地、資本金、設立年月日、従業員数、事業内容を記載すること。 ② A4判1頁
(4) 業務実績書 (様式第4号)	① 平成25年4月1日以降に、敦賀市こどもの国の類似施設（展示を含む体験型学習施設）又は科学館の常設展示において、展示部門の面積が300㎡以上の新築、改築又は改修に係る基本計画策定業務又は展示設計業務を元請けとして受託し、完了した実績を記載すること。（記載できる実績は最大5件とする。） ② 実績として記載した業務の契約書の写しを添付すること。 ③ A4判2頁以内
(5) 業務企画提案書 (様式自由)	① 別紙仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。 ② 記載にあたり、概念図、イラスト、写真等を用いることは可とする。

記載事項	内容に関する留意事項
	③ A3判横片面印刷で5枚以内で作成すること。 ④ 別表の審査基準の企画評価の各評価項目の評価視点を参考にまとめること。業務実施体制及び業務工程計画についても記載すること。
(6) 見積書 (様式第5号)	① 本業務の実施に必要な経費を税抜きの総額で記載すること。 ② 内訳書(任意様式)を添付し、見積書に記載した金額の内訳をできるだけ詳細に分類して記載すること。

#### 11 無効となる参加表明書等

次に該当する参加表明書等は無効とする。ただし、この場合においても、「15 その他留意事項」に掲げるとおり提出書類等の返却はしない。

- (1) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- (2) 「7 参加資格要件」各号に定める要件を満たさない者が提出したもの。
- (3) 記載内容に虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 本要項に定める手続き以外の手法によって審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を求めたとき。

#### 12 企画提案のプレゼンテーションの実施

以下のとおり企画提案に係るプレゼンテーションを実施する。なお、詳細については、参加者に対し、後日通知する。(失格・無効等の場合も通知する。)

- (1) 実施日 令和5年9月上旬 予定
- (2) 場 所 敦賀市立児童文化センター
- (3) 持ち時間 30分(企画提案内容等の説明20分、質疑応答10分)
- (4) 使用機器 プロジェクター、スクリーン、パソコン、電源コードは敦賀市立児童文化センターにて用意する。その他プレゼンテーションに必要な機器等については、参加者にて用意すること。

#### 13 企画提案の審査方法等

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容等を参考に、別表の審査基準に基づき審査員が点数評価し、審議の上で最優秀提案者及び次点者を選定する。
- (2) 審査結果については、採否にかかわらず各参加者に書面で通知し、敦賀市ホームページに掲載する。

## 14 契約条件に関する事項

### (1) 契約の方法

契約の締結は、本プロポーザルで選定された最優秀提案者を優先交渉者とし、敦賀市との間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法で委託契約を締結する。なお、企画提案内容（見積金額を含む。）によっては、そのまま契約となるとは限らない。

契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約の締結をしないことがある。

辞退その他の理由により優先交渉者と契約ができない場合は、次点者と契約の交渉を行う。

### (2) 費用の支払

敦賀市から事業者を支払う委託料は、令和6年3月25日までの業務完了日以後に本業務に要する費用を支払うものとする。

### (3) 費用の分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額にすべて含まれるものとし、敦賀市は、契約金額以外の費用を負担しない。

## 15 その他留意事項

(1) 本プロポーザル参加のための費用一式は、参加者の負担とし、謝礼金等の支払いは行わない。

(2) 本件に係る提出書類の所有権は敦賀市にあるものとし、提出された資料は返却しない。また、本市が本件審査以外の目的で提出書類を参加者に無断で使用しないものとする。ただし、敦賀市情報公開条例（平成11年敦賀市条例第14号）に基づく請求がなされた場合は、本条例に基づき公開するものとする。

(3) 参加者が1者のみであっても、「7 参加資格要件」を満たす者であれば本プロポーザルを実施する。

(4) 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは中止する場合がある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできないものとする。

(5) 最優秀提案者の提案内容については、基本計画策定過程における本市との協議において、その一部に変更が加えられる場合がある。

16 担当部署

敦賀市立児童文化センター（担当：岡田、梅野）

〒914-0821

福井県敦賀市櫛川42-2-1

電話 0770-25-7879

FAX 0770-25-7877

メール [kodomo@ton21.ne.jp](mailto:kodomo@ton21.ne.jp)

## 別表

## 審査基準

区分	評価項目	評価視点	配点
企業 評価	実施体制	組織内の役割分担が明確で経験豊かな有資格者が参画する体制が整っているか。	10点
	受注実績	本件業務類似の過去の業務実績は十分か。	10点
企画 評価	計画策定 過程	計画策定を進めるに当たり根拠となるデータに基づき着実に段階を踏んで検討する過程があるか。	15点
	魅力	基本構想を踏まえた、遊びを体験し自然を体感できるような、もう一度来たいと思える魅力あふれる提案であるか。親子で楽しめ、利用しやすく、利用者満足度を高める提案であるか。	20点
	実現 可能性	内容・スケジュールが実現可能であり、コストや安全性の見地から検討された提案であるか。	20点
	独自性	基本構想に関する独創的かつ斬新な提案があるか。	20点
事業費 評価	見積額	見積額は契約上限金額以内か。	5点
合 計			100点